

令和元年度
改訂学習指導要領の内容をふまえた
観光教育のプログラム作成等の業務
報告書

令和 2(2020)年 3 月
国土交通省 観光庁
参事官（観光人材政策）付

目次

1	実施概要	2
1-1.	事業概要	2
1-2.	事業の目的	2
1-3.	事業の内容	3
1-4.	事業の実施計画	3
2	実施状況	11
2-1.	検討会議、小・中部会 他	11
2-2.	試行授業	12
2-3.	情報収集（取材）	14
2-4.	学習指導案検討・改善	18
	(1) 観光教育の要素	18
	(2) 第三者評価	19
	(3) 観光教育の要素と社会科学習との関連	26
	(4) 「社会科における内容の枠組みと対象」における位置付け	26
	(5) 開発した学習指導案の概要	29
	(6) 小単元モデル（サマリー）	41
3	成果と課題	42
3-1.	成果	42
3-2.	課題	43
4	あとがき	46

● 添付資料

- 1) 単元と観光要素の対応表（小学校・中学校）
- 2) 社会科の内容の枠組みにおける観光教育
（作成単元の位置付け）一覧
- 3) 社会科指導計画・学習指導案例 [1]～[9]
- 4) 小単元モデル（サマリー） [1]～[9]

1 実施概要

1-1.事業概要

- (1) 事業名 改訂学習指導要領の内容をふまえた観光教育のプログラム作成等の業務
- (2) 実施期間 令和元年7月12日～令和2年3月19日
- (3) 担当部局 国土交通省観光庁
- (4) 受託者 株式会社学習調査エデュフロント

1-2.事業の目的

観光先進国実現のためには、子供たちが観光の果たす役割について理解し、関心を持ち、日本各地の観光資源の魅力を自ら発信できる力を育む観光教育の普及が必要である。このため、観光庁では、2017年度に観光教育の先進事例（国内10事例、海外3事例）を調査し、総合的な学習の時間等を想定したモデル授業を構築した。2018年度には、当該モデル授業の実践校を募集し、実用性や効果について検証を行うとともに、教員向けの啓発動画を制作し、新聞等のメディアやシンポジウム等のイベントを通じて広く発信した。

他方、学校教育の現状は、改訂学習指導要領が2020年度までに全面実施されるところであり、業務多忙な教員が新たな教育内容を導入するには、時間的・心理的な制約が課題となっている。観光教育を全国へ普及展開していくためには、このような課題を解決し、学校や教員の授業をサポートする取り組みが求められる。

本業務では、2017年度、2018年度に実施した取り組みをふまえつつ、改訂学習指導要領の内容に準拠し、観光教育に対して深い知識を持っていない教員であっても「無理なく」「効果的な」観光教育を実践できる**指導計画および指導案等のプログラムを開発すること**を目的とする。（仕様書「業務の目的」より）

これを受けて、本業務では児童・生徒が観光の果たす役割について理解し、関心を持ち、日本各地の観光資源の魅力を自ら発信できる力を育む観光教育の普及促進の重要性に鑑み、観光庁におけるこれまでの実態調査や、モデル授業の構築・試行検証、啓発活動等の取り組みにおける成果を踏まえ、確実に観光教育を実施できる効果的かつ妥当性のある教育プログラムを開発し、観光教育を全国へ普及展開する一助となることを目的とする。

1-3.事業の内容

上記の目的を達成するため、本業務では義務教育段階における観光教育の視点を生かした社会科学習指導案を開発すべく、以下の内容を実施した。

(1) ワーキング・グループの設置

改訂学習指導要領との関連性を整理の上、義務教育段階における観光に関する学習内容を体系化し、指導計画および学習指導案を作成するため、主として小・中学校教育の豊富な実践経験を有する者、社会科学習の専門性を有する者、地域の観光促進に有識者として参画経験のある者などを有識者として人選し、ワーキング・グループを組織した。

(2) 観光教育の要素の整理・学習指導要領との対応、単元の検討

小・中学校において、確実かつ網羅的な観光教育の機会を提案できるよう、個々の学習指導案作成に先立ち、観光教育の目的を達成するための要素(学習内容)を整理した。それらの観光教育の要素を無理なく学習するため、学習指導要領に基づき、社会科における学習内容や目的に照らして、最も効果的な単元を抽出し、単元構想を立案した。

(3) 第三者評価の実施

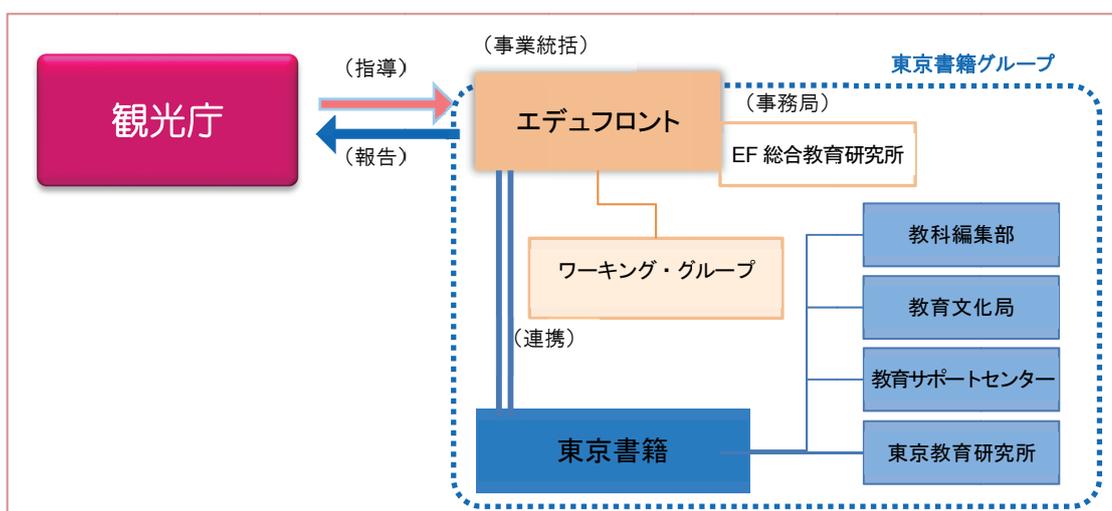
ワーキング・グループの検討、分担執筆者の立案の妥当性・実現可能性を担保するため、現場教員による第三者評価を実施し、修正改善に生かした。

(4) 小単元サマリー・学習指導案の分担執筆

抽出された単元構想をベースに、ワーキング・グループ委員が具体的な学習指導案例を執筆、その内容を汎用化して端的に示したサマリーを作成し、教員の利便性を高めた。

1-4.事業の実施計画

1-4(1) 実施体制



受託者である株式会社学習調査エデュフロントは、国土交通省海事局の指導の下、グループ会社である東京書籍株式会社との協力体制で本業務を実施した。

- 1) 全国の主として自治体等の小・中学校教育評価に多くの実績を有する株式会社学習調査エデュフロントが、事業設計、ワーキング・グループの運営、教材・資料の作成・編集等の実務を担当した。
- 2) 学習指導案の内容や改訂の方向性を熟知し、社会科教育に精通する豊かな人脈を持つ東京書籍株式会社が助言・協力を行った。

■ワーキング・グループ委員

佐藤 克士 武蔵野大学教育学部 専任講師
東京都公立小学校教諭、共栄大学教育学部講師などを経て、2017年より現職。
専門は、教科教育学（社会科教育・地理教育）。
神戸大学・玉川大学・東京未来大学 兼任講師

中山 京子 帝京大学教育学部 教授
公立小学校教諭、立命館大学非常勤講師、京都ノートルダム女子大学准教授等を経て2013年より現職、日本国際理解教育学会副会長他、多数歴任
専門は教科教育（小学校社会）、国際理解教育、生活科教育

松尾 鉄城 女子栄養大学短期大学部 特任教授
公立小学校教諭、川越市教育委員会 指導主事、川越市立博物館教育普及係長等を経て現職。東京家政大学非常勤講師、川越市文化財保護審議会委員・川越市立博物館常設展示検討委員会副委員長等歴任。元東京国際大学客員教授

木村 雅英 東京学芸大学附属中学校 非常勤講師
元お茶の水女子大学附属中学校教諭、東京学芸大学附属中学校教諭、全国中学校社会科教育研究会事務局次長

平田 博嗣 清泉女子大学 特任教授
文部科学省 平成21年度優秀教員 表彰
元東京学芸大学附属小金井中学校副校長、前ナイロビ日本人学校校長などを歴任

安原 輝彦 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター 専任教員・教授
埼玉県内公立中学校教諭、校長、埼玉県教育委員会等を歴任
専門は中学校社会を核に授業改善・教員の資質向上、地域・保護者と学校の連携など、教員養成に携わる

■学習プログラム検討のための第三者評価協力者

主な調査研究協力者

上園 悦史 東京学芸大学附属竹早中学校 教諭
粕谷 昌良 筑波大学附属小学校 教諭

他

1-4(4) 本業務のグランドデザイン

1) 本業務の背景

少子高齢化が進み 2060 年には生産年齢人口は現在の約 6 割に当たる 4,793 万人にまで減少するという報告（※1）がある中、わが国が安定的な経済成長を続けるため、潜在的な労働人口の掘り起こしや労働生産性の向上と、交流人口の拡大が重要になる。交流人口拡大の有効な手段が観光、中でも訪日外国人旅行（インバウンド）であり、2017 年のインバウンド消費額は 4 兆 4000 億円を超え、製品別輸出額では、1 位の自動車、2 位の化学製品に次いで 3 位に相当するまでになっている（※2）。

以上の流れの中、観光立国の実現に向けた取り組みが以下のように行われてきた。

平成 15 年（2003）	4 月	ビジット・ジャパン事業開始
平成 18 年（2006）	12 月	観光立国推進基本法が成立
平成 19 年（2007）	6 月	観光立国推進基本計画を閣議決定
平成 20 年（2008）	10 月	観光庁設置
平成 24 年（2012）	3 月	観光立国推進基本計画を閣議決定
平成 25 年（2013）	3 月	第 1 回観光立国推進閣僚会議を開催
	6 月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」をとりまとめ
平成 28 年（2016）	3 月	「明日の日本を支える観光ビジョン」策定 「観光ビジョン実現プログラム（観光ビジョン実現に向けたアクション・プログラム）」

（※1）総務省 「人口減少社会の課題と将来推計（29年版）」より
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc141110.html>

（※2）観光庁「訪日外国人消費動向調査」、財務省「貿易統計 2017」より

2003 年にビジット・ジャパン・キャンペーンが開始され、2006 年に観光立国推進基本法が成立、翌 2007 年に「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。2008 年には観光庁が発足、2013 年の観光立国推進閣僚会議設置（「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」発表）、2015 年第 1 回「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」開催を経て、翌 2016 年に「明日の日本を支える観光ビジョン」が決定された。2017 年には新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定され、以後、観光ビジョンを踏まえて政府の今後 1 年を目途とした取り組みをまとめた「観光ビジョン実現プログラム」が毎年発表されている。

これらの政策に基づき、「観光ビジョン」には「観光・旅に関する教育の充実」が明記されている。次世代を担う子供たちが観光の果たす役割について理解し、関心を持ち、日本各地の観光資源の魅力を自ら発信できる力を育み、さらには観光産業に従事する優れた人材の発掘・育成のため、観光教育が進められている。

「観光教育」としては、大学の観光学科の増加、高校の「観光ビジネス」の教科化といった観光産業における人出不足の解消や、人材育成に直結する産官連携の取り組みが先行して行われてきた。

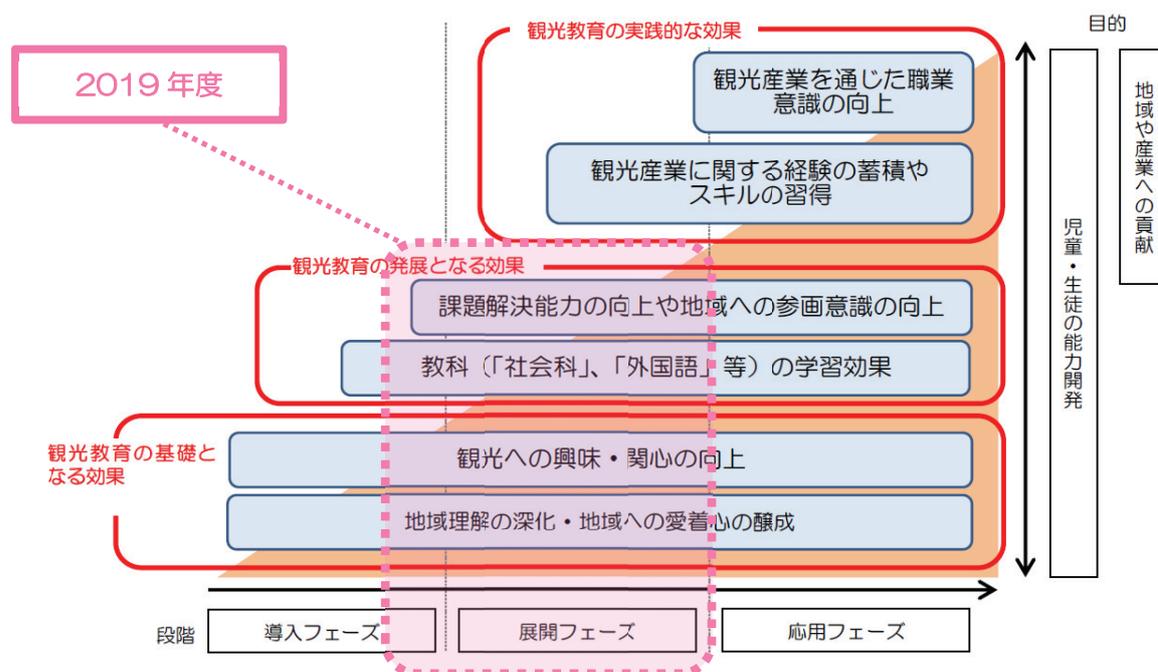
2) 先行事業の取り組み成果との関連

平成 29(2017)・平成 30(2018)年度には小・中学校でも、主として総合的な学習の時間を用いた優れた授業モデルの検討・実践の収集が行われてきたところである。

平成 29(2017)年度の事業では、

観光教育の効果を下記に示す表の横軸「教育段階」と縦軸「目的成果」の 2 軸で整理している。本事業の対象をこの整理に当てはめれば、「教育段階」の展開フェーズに位置付く。ここでは、導入フェーズの「地域の理解向上や地域への愛着心の向上」、「観光への興味・関心の向上」を基盤に、「社会科の学習効果、社会科学習を通じた課題解決能力の向上」、「地域への参画意識の向上」が期待されている。

もう少し具体的に言えば、社会科の学習は観光と親和性が高く、観光教育を題材とすることにより、学習効果が高まるという相乗効果が期待できる。また、新学習指導要領で示された、主体的・対話的で深い学び（どのように）の観点から、調査やグループワーク、フィールドワーク等を取り入れることにより、課題解決力の向上も期待できるということである。こうした学習の過程で、地域の人々と交流したり、地域社会の課題について考えたりすることで、社会参画に対する意識の向上も期待されている。



「観光教育に関する実態調査報告書」（平成 30 年 3 月）より

平成 30(2018)年度の事業においては、

新たに観光教育に取り組む場合の、「観光教育に関する基礎的な情報や資料、具体的な指導案例等をすぐに利活用できるような補助、コンテンツの整理」などの教員支援の必要性や、児童・生徒の興味関心を高めるためにフィールドワークなどの学校外の活動の有効性が示されるとともに、将来「観光」に関わる勉強や仕事の意欲を高めるタイミングとして本事業の位置付く「展開フェーズ」の可能性が示唆された。

本年度事業においては、これらの検討成果を踏まえて学習プログラムに具体化していくこととする。

3) 学校教育における観光教育の現状と課題

観光の重要性、観光教育の意義については理解が得られても、学校現場においては、学習指導要領に示された学習内容を履修するため、各教科の時間数の確保に苦心している。また、新たな学習指導要領が小学校においては令和 2(2020)年度より、中学校においては令和 3(2021)年度より全面実施されることを受け、教員は、新たな教材研究の必要に迫られている。

一方、これまでに開発されたモデル授業は主に総合的な学習の時間等を想定していたが、いわゆる「〇〇教育」と呼ばれる教科の枠を超えたテーマが多数存在し、学校現場では必ずしも観光教育が積極的に取り上げられる必然性やインセンティブがない。

そのため開発する学習プログラムは、改訂学習指導要領に基づき、地域性や教員の理解・関心に依らず、内容や時数の想定が学校教育の現場に受け入れやすいものとする必要がある。

4) コンセプト

これらのことを踏まえ、今年度は教員の経験や専門性、地域の特性・全国的に著名な観光資源の有無に依らず、広く「観光」が教育場面に取り上げられるよう「社会科」での実践を提案する。

大学や高校で進められている観光教育が「観光」そのものを学び、直接的に観光に携わるキャリア支援や人材育成を目的としているのに対し、社会科学学習を基軸に、むしろ社会科学学習の充実に「観光」が教材としての魅力（有効性）を生かせるのではないかと、この観点から学習指導案作成を試みることにした。

その際、配慮する事項として以下の内容を要件とした。

① 新学習指導要領を踏まえ、以下の事項を重視する

- ・社会科の目標・内容
- ・育成すべき資質・能力の3つの柱
- ・学習方法や過程
 - 主体的・対話的で深い学び
 - カリキュラム・マネジメント
 - 社会に開かれた教育過程、地域との連携、発信 など

② 特定の地域・教材等に限定せず、地域や学校の実情に応じて応用可能である

③ 教員がその学習指導案を参考に授業ができる最低限の具体性を備える

④ 教員の専門性・経験、地域の特性に依らず、無理なく指導可能である

⑤ 児童・生徒の発達に見合った内容・活動・目標設定（設定時間、難易度）とする

こうして開発した学習指導案が、教育現場の手に取りやすい形で提供されることも併せて考慮することとした。

「観光教育学習指導案等の開発」 グランドデザイン

目標

「観光」の役割を理解し、関心を持ち、
日本各地の観光資源の魅力を自ら発信できる力を育む

現状

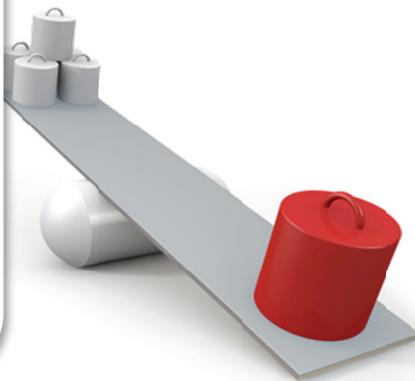


「観光庁」の取り組み

- ・ 先行事例の調査
 - ・ モデル授業の構築
 - 「総合的な学習の時間」を想定したモデル授業案（ガイドライン）
 - ・ モデル授業の実践校の募集（効果検証）
 - ・ 教員向け啓発動画の制作
- …etc.

学校・教員の現状

- ・ 学習指導要領で定められる学習内容が終わらない
 - ・ 授業時間が確保できない
 - ・ 「観光教育」への理解不足
 - ・ 多数の「〇〇教育」で消化不良（観光教育の埋没）
 - ・ 新たな教材研究の余裕がない
- …etc.



めざす学習指導案

■手順

Step1 観光庁の従来の取り組み・成果の調査・分析
⇒観光教育の意義・ねらいの明確化、課題の抽出

Step2 学習指導要領の精査
⇒年間指導計画に位置付け、確実に実践できる機会の創出

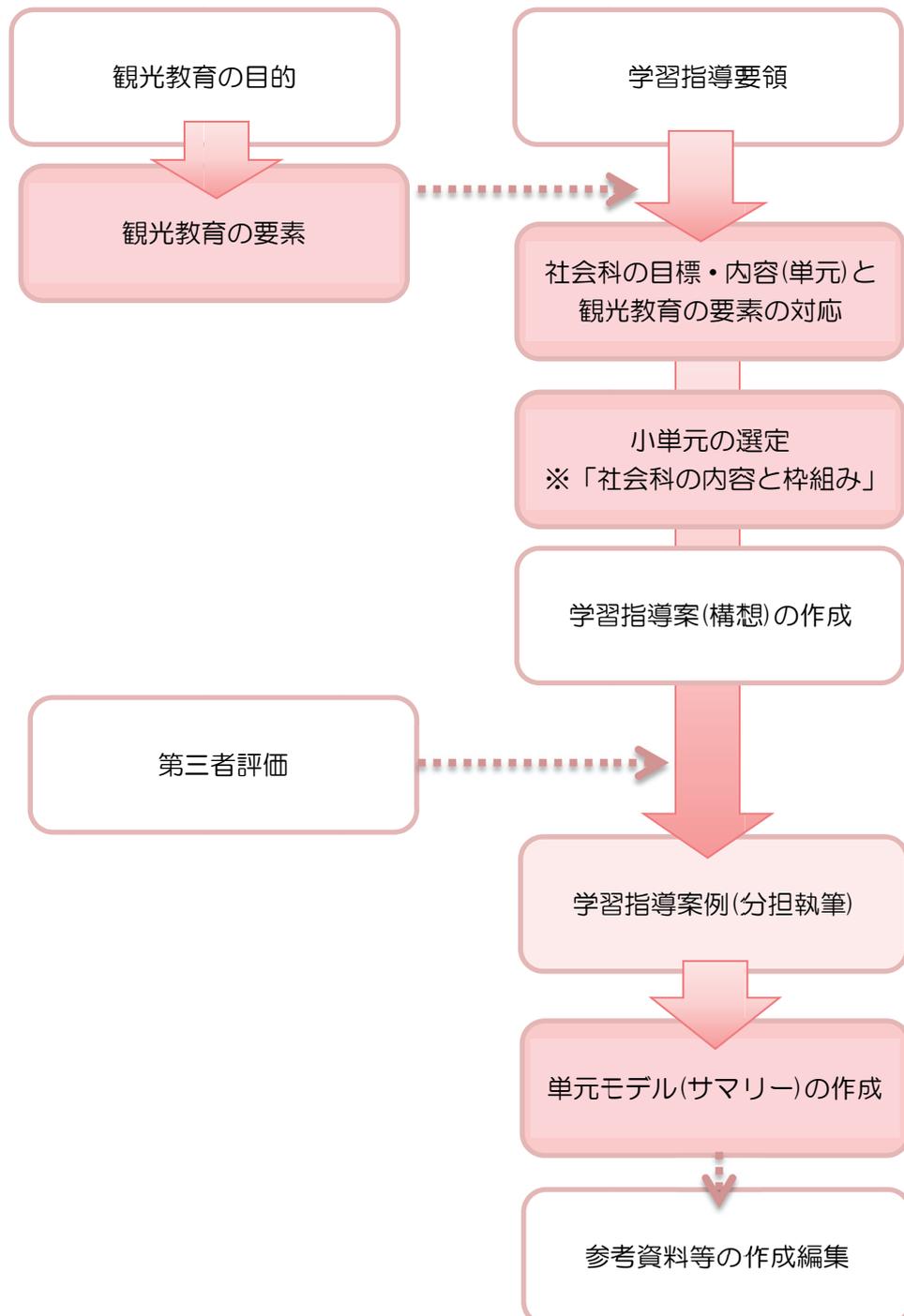
■そなえる要件

- ◎地域性を問わない汎用性
- ◎教員の知識・経験を問わない具体性と必須教材のパッケージ
- ◎学校・教員へのアウトリーチ

5) 手順

前項の「コンセプト」を踏まえた学習指導案を以下の手順で開発した。

- ① 観光教育の目的から、社会科学習で扱うことができる観光教育の要素を整理
- ② 社会科学習内容と上記の観光教育の要素の対応を整理
- ③ 効果的な単元を選定
- ④ 学習指導案（構想）を作成
- ⑤ 第三者評価（観光要素・学習指導要領との対応、単元の再考）
- ⑥ 学習指導案例を分担執筆
- ⑦ 単元モデル（サマリー）の作成
- ⑧ 参考資料等の作成・編集



2 実施状況

2-1. 検討会議

■ 第1回観光教育推進検討会議

日時：令和元年8月14日（水） 17:00～21:00

場所：東京書籍 プレゼンルーム

議事：

- (1) 本事業概要の説明
- (2) 学習指導案作成等のコンセプトと振興計画
- (3) 論点整理
 - 1) 新学習指導要領における「観光」の取り扱い
 - 2) 社会科における「観光教育」の目標・内容
 - 3) 社会科における「観光教育」の取り扱い単元・系統性
 - 4) 指導計画・学習指導案等の様式の統一
- (4) その他

当社より、本日の説明と学習指導案作成のコンセプトの説明を行い、学習プログラムの検討と学習指導案の分担執筆を依頼した。観光教育の学習指導案ではなく、観光の要素を活用した社会科の学習指導案を作成することで一致し、さらに小・中学校の各部会にて検討・分担執筆原稿の吟味・修正を進めることとした。

□ 中学校部会

日時：9月19日（木） 16:00～18:00

場所：東京書籍 801 会議室

協議内容： (1) コンセプトの確認
(2) 各分野の学習指導案（構想）一次案への意見交換

□ 小学校部会

日時：11月2日（土） 18:00～21:00

場所：東京書籍 803 会議室

協議内容： (1) 「観光の要素」の再考
(2) 学習指導案の再検討の観点整理

■ 第2回観光教育推進検討会議

日時：令和2年2月7日（金）→2月27日（木）

場所：通信（新型コロナウイルス感染症対策による政府要請により、通信形式にて実施）

議事：

- (1) 第三者評価報告の共有
- (2) 観光教育学習指導案開発の論点整理
- (3) 本事業成果物の確認
- (4) その他

2-2.試行授業

作成中の学習指導案について、ワーキング・グループ委員の協力の下、下記のように試行授業を行った。

■実施単元： 中学校地理的分野 C 日本の様々な地域
(3) 日本の諸地域「北海道地方」(6時間扱い)

■単元の学習課題： 「北海道に修学旅行(5泊6日)に行こう！」

■実施協力校： 埼玉大学附属中学校

■指導計画：

第1時 10/23(水) 3限(10:40-11:30) ☆

○日本や北海道への観光客の動向から北海道の特色を掴むとともに、観光や観光産業についての概況について調べる。

○パンフレット作りに向けての準備

第2時 10/30(水) 2限(09:40-10:30)

第3時 10/31(木) 1限(08:40-09:30)

○グループでのパンフレット制作活動

○教師は各グループの作成内容のチェックや発表に向けた課題についてなどを支援する。

○各時間に15分程度、グループ交流の時間を設けて他のグループの進捗状況やページ構成など学び合いタイムを設定する。

第4時 11/01(金) 1限(08:40-09:30)

第5時 11/05(火) 3限(10:40-11:30) ☆

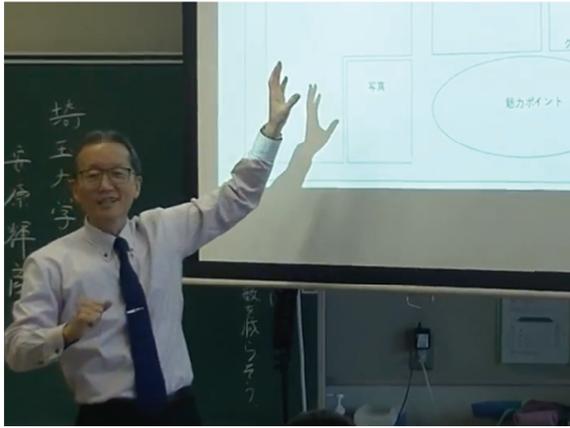
○各グループのパンフレット発表会

第6時 11/08(金) 2限(09:40-10:30) ☆

○各グループの担当分担内容に関するクイズ

☆印は取材日

■授業の様子



北海道を訪れる人たちの 統計から

平成30年度の観光入込客数は全体で5,520万人（前年比▲1.6%）と微減にとどまり、道外客及び外国人客は前年度比で増となりました。

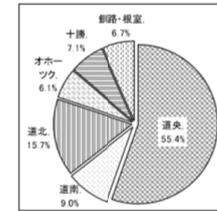
道内客・道外客・外国人別

道内客は4,601万人（前年度比124万人減、▲2.6%）、道外客は607万人（同1万人増、+0.2%）、外国人が312万人（同32万人増、+11.6%）となりました。

日帰り客・宿泊客別

日帰り客は3,648万人（前年度比79万人減、▲2.1%）、宿泊客は1,872万人（同11万人減、▲0.6%）となりました。

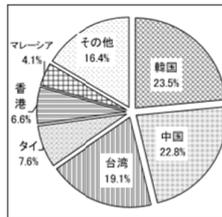
＜圏域別観光入込客数(延べ人数)＞



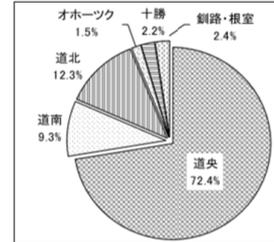
(2) 国・地域別

本道観光の主要市場であるアジア地域からの来道者は268万7,200人で、前年度に比べて8.5%の増加となりました。

国・地域別で見ると、韓国が73万1,200人（前年度比+14.4%）と最も多く、次いで、中国が70万8,900人（同+6.4%）、台湾が59万4,200人（同+3.4%）、タイが23万5,200人（同+47.6%）、香港が20万5,000人（同+0.9%）、マレーシアが12万8,900人（同+4.0%）となっており、特に韓国は前年度に続いて伸び、



＜圏域別訪日外国人来道者宿泊延べ数＞



2-3. 情報収集（取材）

主として小学校3年生の学習指導案作成のため、以下のように取材を実施した。

○12月5日（木）若狭町内見学

訪問先	取材協力（敬称略）
年稿博物館	松井 秀幸（館長） 福田 英則（展示案内員） 他
道の駅三方五湖	宇野 早希（主任） 他
熊川宿資料館	永江 寿夫（課長兼若狭三方縄文博物館 館長）

○12月6日（金） 小浜市内見学

訪問先	取材協力（敬称略）
いずみ町商店街	島田 貴正（小浜市秘書課） 高鳥 清美（小浜市インバウンドグループリーダー） 他
まちの駅	滝 勝也（駅長）
食文化館	中田 典子（館長） 他
道の駅若狭おばま	佐野 達也（取締役兼道の駅事業部 部長） 御子柴 北斗（取締役兼企画・管理室 副室長） 他
若狭歴史博物館	垣東 敏博（館長） 他
小浜市役所	猪島 宏記（小浜市副市長）

○12月7日（土）小浜市内見学

訪問先	取材協力（敬称略）
食文化館 他	中田 典子（館長） 他

小浜市産業部商工観光課 ならびに関係所管の方への依頼

1 小浜市で「道の駅」の認定制度を受け入れた主たる背景（理由）は、何だったのでしょうか。
2 小浜市で「道の駅」の認定制度の啓発活動として、どのような取り組みをしてこられてきましたか。（しておられますか。）
3 小浜市で「道の駅」の認定制度に対する地元・地域住民、関係者の方々の当初の反応、現在の反応はいかがですか。
4 小浜市で「道の駅」の認定制度の具体的な推進として、各「道の駅」に働きかけていること、支援しておられる具体的な内容はどのようなことですか。
5 小浜市で「道の駅」の認定制度を受け入れ、実施してのメリットとしてどのようなことが挙げられますか。 （視点として——地元・地域経済の活性化、郷土への愛情や誇りなどの市民の心の変化、その他）
6 小浜市で「道の駅」の認定制度の推進のために、地元の「道の駅」、隣接市町村と連携していることはありますか。あるとすれば、具体的にはどのようなことですか。
7 小浜市で「道の駅」の認定制度を受入れ、行政の面で苦勞していることはありますか。あるとすれば、具体的にどのようなことでしょうか。
8 小浜市で「道の駅」の認定制度の主旨からして、各「道の駅」のトイレ（車椅子対応も含め）、駐車場、休憩所、観光案内の啓発、観光施設との情報交換は十分と言えますでしょうか。（課題があるとすれば、今後の努力事項としてどのような事を重点的に取り組むお考えですか。
9 小浜市で「道の駅」の認定制度を受け入れ、今後の展望としてどのような計画をお考えですか。

小浜市内博物館等展示施設運営者の皆様への依頼

1	日頃より「観光客対象」を意識している、博物館、展示資料の解説の仕方の工夫について
	ア. 積極的に取り組み始めている。(アをご回答くださった場合どのような配慮をなさっているか具体事例をご教示頂ければ幸いです。)
	イ. 理解はしているが、取り組み半ばである
	ウ. 観光と結び付けることは考えていない。
2	貴館の案内パンフレットを「道の駅」に置いている。
	ア. 連携を取り積極的に取り組んでいる
	イ. 企画展・特別展のみパンフレットを置いている。
	ウ. 特に意識してはいない。
3	「道の駅」利用者に、特典として、「割引券」や「入館無料券」を用意し置かせてもらっている。
	ア. 常設展、企画展・特別展も含め積極的に取り組んでいる。
	イ. 常設展のみ「割引券」や「入館無料券」を用意している。
	ウ. 企画展・特別展のみ「割引券」や「入館無料券」を用意している。
	エ. 県民の日や市民の日のみ入館無料にしている。
4	「道の駅」との連携を定期的に行っている。
	ア. 実施している
	イ. 不定期であるが実施している。
	ウ. 実施していない。
5	日頃より、展示解説員を配置し、観光客と分かれば、それなりの解説をするよう指導している。
	ア. 展示解説員を配置し観光客に限らず対応している。
	イ. ボランティアによる展示解説を常時、観光客に限らず対応している。
	ウ. 土曜日曜、祭日のみボランティアによる展示解説をしている。
	エ. 展示解説員、ボランティアによる解説も行っていない。
	オ. 来館者の要望、予約を受けた場合のみ館の職員が解説の対応をしている。
	カ. 今後、観光客をも意識した解説体制を行う予定でいる。
6	観光客への展示解説の場合、全展示コーナーの解説を聞く時間がありません。その場合、どのようにしていますか。
	ア. 地域の特色を端的に示した展示コーナーを決め、観光客の滞館時間を伺い説明するようになっている。
	イ. 複数の展示導線を設定し、観光客の選択・要望に応じ説明している。
	ウ. 全展示コーナーをダイジェスト的に館のペースで解説している。
	エ. 特別な配慮はしていない。
7	その他、観光客対応の取り組み案あるいは、考え方がありましたら、下記にお書き頂ければ幸いです。

2-4.学習指導案検討・改善

2-4(1) 観光教育の要素

学習指導案検討に当たり、「観光」に関連した要素ができるだけ網羅されるように、観光教育として扱いたい要素を整理した。学術的な分類ではなく、できるだけ多様な学習指導案が提案できるよう、分担執筆者が共有する一つの指標としたものである。

また、各学習指導案に関連する観光関連の要素を付記することにより、活用にあたって社会科学学習の内容と「観光」の教材としての要素が明確になることを意図した。

以下の2点を念頭に、先行研究の知見を参考にできるだけ平明な表現で、観光教育の要素を下表のように整理した。

- 1) 「観光教育の目的」を基に、対応する観光教育の要素を整理
 - 子供たちが日本各地の魅力的な観光資源を理解し、郷土への愛着と誇りを持ち、その魅力を発信するとともに、地域の課題解決に寄与する力を育む。
 - 今後ますます増加する観光需要や観光が果たす役割等について伝え、観光分野への興味関心を喚起する
(観光庁資料 「観光教育の普及に向けて」の「目的」より)
- 2) 義務教育段階の社会科での取り扱いが適切な内容
 - 高等学校や大学における「観光教育」が、どちらかといえば観光産業の振興・キャリア支援を直接的・実践的に扱っているのに対し、小・中学校でのあり方を明確にする。

観光教育の目的	観光教育の要素	主な内容・育てたい力など
観光資源への理解・関心	身近な地域の理解	身近な地域に関する多角的知識・理解
	郷土愛	郷土の魅力、郷土に対する愛着と誇り
	地方創生	観光を通じた、地域の特徴を活かした自律的で持続的なまちづくり
観光の現状・役割の理解	行政	観光推進に関する行政の取り組みや役割
	観光産業	観光に関連したさまざまな産業、働く人々、経済への影響
	観光資源の創出	(典型的な観光資源以外の) 地域資源を新たに観光の対象として価値づける工夫や意義
	情報活用	観光における情報活用の現状と役割、影響に対する理解
	訪日客の視点	訪日客が日本を選ぶ理由、訪日客から見た日本の価値
観光資源の魅力を自ら体験・発信する力	持続可能な観光	観光資源や周辺環境を守りながら観光を推進するための問題認識
	情報発信	身近な地域・日本の観光資源の魅力の発信者としての知識・技能、体験
	観光促進	観光客としての観光に対する興味関心の喚起
	ホスピタリティー	観光客を受け入れるホストとしての自覚と役割
	異文化理解	文化の同質性、類似性、異質性などの体験・理解

2-4(2) 第三者評価

ワーキング・グループにて検討した、社会科における観光教育の学習プログラム(学習指導案)のコンセプトや検討手順、試案(構想段階)について、「教科学習の面からの妥当性」、「授業時間や児童・生徒の理解の点からの実現可能性」、「指導する教員の利便性」等の観点より、現場教師らによる第三者評価を実施した。

[指摘事項]

観光教育を社会科の時間に行うに当たっては、観光教育の目的を社会科学習の目標に照らし合わせて、両者の接点を見いだすことが不可欠である。その手順を、小学校を例に示す。

1) 社会科の目標と内容との対応

平成 29 年告示の新学習指導要領では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育成するための教科の目標が記されている。「小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 社会編」では、各学年の目標を3つの資質・能力の観点から以下のように整理している。

【小学校の例】

① 「知識及び技能」に関する目標

「知識に関する目標」

○ 第3学年

- ・身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子、地域の様子の移り変わりについて、人々の生活との関連を踏まえて理解する。

○ 第4学年

- ・自分たちの都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守るための諸活動、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解する。

○ 第5学年

- ・我が国の国土の地理的環境の特色や産業の現状、社会の情報化と産業の関わりについて、国民生活との関連を踏まえて理解する。

○ 第6学年

- ・我が国の政治の考え方と仕組みや働き、国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産、我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する国際社会における我が国の役割について理解する。

「技能に関する目標」

○ 第3学年及び第4学年

- ・調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付ける。

- 第5学年
 - ・ 地図帳や地球儀，統計などの各種の基礎的資料を通して，情報を適切に調べまとめる技能を身に付ける。
- 第6学年
 - ・ 地図帳や地球儀，統計や年表などの各種の基礎的資料を通して，情報を適切に調べまとめる技能を身に付ける。
- ② 「思考力・判断力・表現力等」に関する目標
 - 第3学年及び第4学年
 - ・ 社会的事象の特色や相互の関連，意味を考える力，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや，選択・判断したことを表現する力を養う。
 - 第5学年及び第6学年
 - ・ 社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考える力，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりする力を養う。
- ③ 「学びに向かう力，人間性等」に関する目標
 - 第3学年及び第4学年
 - ・ 社会的事象について，主体的に学習の問題を解決しようとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養う。
 - ・ 思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚を養う。
 - 第5学年
 - ・ 社会的事象について，主体的に学習の問題を解決しようとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養う。
 - ・ 多角的な思考や理解を通して，我が国の国土に対する愛情，我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚を養う。
 - 第6学年
 - ・ 社会的事象について，主体的に学習の問題を解決しようとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養う。
 - ・ 多角的な思考や理解を通して，我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情，我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。

また、各学年の内容は中学校で学ぶ内容との関連を考慮し、以下のように①地理的環境と人々の生活、②歴史と人々の生活、③現代社会の仕組みや働きと人々の生活に区分して捉えることができるとしている。(囲み内の丸数字は、主として区分される番号を示している。)

- 第3学年の内容
 - (1) 身近な地域や市区町村の様子・・・・・・・・①
 - (2) 地域に見られる生産や販売の仕事・・・・・・・・③
 - (3) 地域の安全を守る働き・・・・・・・・③
 - (4) 市の様子の移り変わり・・・・・・・・②

- 第4学年の内容
 - (1) 都道府県の様子・・・・・・・・①
 - (2) 人々の健康や生活環境を支える事業・・・・・・・・③
 - (3) 自然災害から人々を守る活動・・・・・・・・③
 - (4) 県内の伝統や文化、先人の働き・・・・・・・・②
 - (5) 県内の特色ある地域の様子・・・・・・・・①

- 第5学年の内容
 - (1) 我が国の国土の様子と国民生活・・・・・・・・①
 - (2) 我が国の農業や水産業における食料生産・・・・③
 - (3) 我が国の工業生産・・・・・・・・③
 - (4) 我が国の産業と情報との関わり・・・・・・・・③
 - (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活の関わり・①及び③

- 第6学年の内容
 - (1) 我が国の政治の働き・・・・・・・・③
 - (2) 我が国の歴史上の主な事象・・・・・・・・②
 - (3) グローバル化する世界と日本の役割・・・・・・・・③

3年生では自分の住んでいる市区町村、4年生では都道府県、5年生では国土と産業、6年生では、歴史と政治、国際関係の学習といったように、学年が上がるにつれて、学習するフィールドが身近な地域から広がっていく配列されている。同心円状シーケンスと言われるこの配列は、児童の発達段階に応じて、具体的かつ繰り返し学ぶことができる身近な地域から、概念的で実際に見学することが難しい広い地域へと移っていく。

2) 社会科における「観光」の取り扱い

平成29年告示の新学習指導要領で「観光」について具体的に学習指導要領解説に記されているのは、小学校5年生の「情報」に関わる内容において、「情報を生かして発展する産業」に記されるのみである。

しかし、実際に教科書においては、観光に関わる内容が記される例は少なくない。例えば、5年生の「暖かい地域」「寒い地域」の学習で、沖縄や北海道の観光が取り上げられたり、4年生の地域の副読本では「県内の特色ある地域」の学習で、観光に特色を持たせて取り組んでいる地域の事例や外国人との交流が取り上げられたり、6年生の「国際理解」の学習で、外国人との交流が記されたりしている。

このように社会科教育に見られる「観光」は、社会科の目標を達成するために、社会科の授業の充実を図るための具体的事例として効果的であるという側面から、採用されてきた。

以上のことから、小・中学校の学習においては、「観光教育」は社会科教育の一層の充実のための手立てとして取り入れるという考え方が受け入れやすい。

3) 学習指導案を作成する単元（構想）

ワーキング・グループの提示した「観光教育の要素」と「開発する単元の対応」は、学習指導案（構想）から帰納的な検討を試みたものである。しかし、学習指導案は教材や児童の実態によって学習内容や展開が工夫されるべきもので、特定の教材を例示した試案から汎用的な要素を抽出するのは難しい。

また、観光教育を社会科の時間に行うに当たり、効果的な単元を考える上で、観光教育の目的を社会科教育の目標に照らし合わせて、社会科教育の目標との接点を見いだすことが不可欠である。さらに、観光教育の内容と社会科教育の内容との対応を整理し、目標と内容の2点の接点から、効果的な単元の検討を試みることにする。

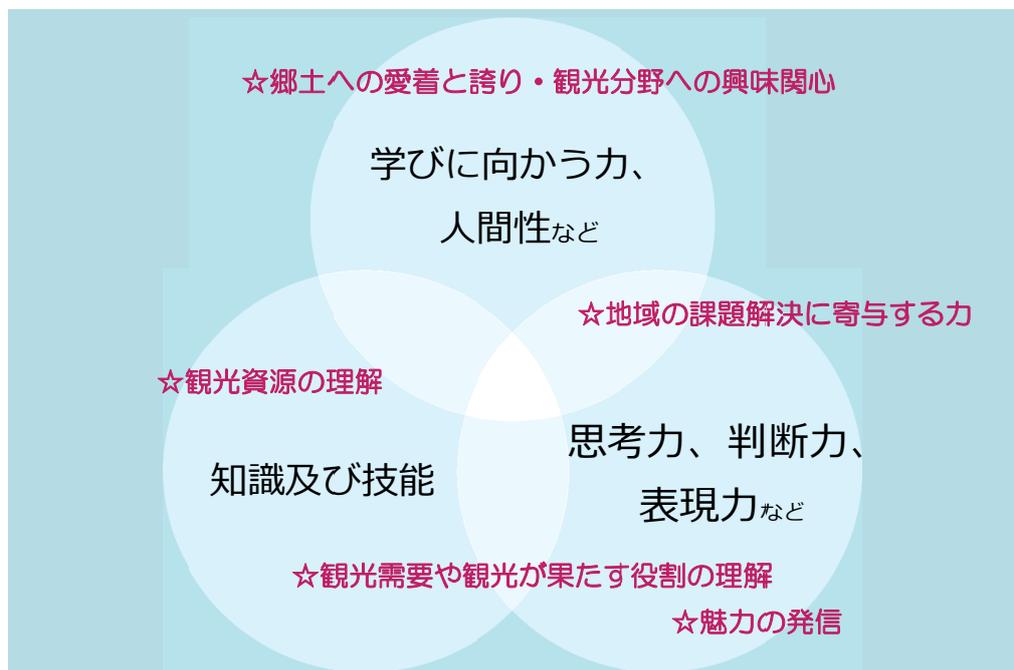
① 「観光教育の目的と社会科教育目標との対応」の検討

観光教育の目的を学習指導要領に記される3つの資質・能力に対応させると、以下ようになる。

- 子供たちが日本各地の魅力的な観光資源を理解（知識・技能）し、郷土への愛着と誇りを持ち、（学びに向かう力・人間性）その魅力を発信する（思考力・判断力・表現力）とともに、地域の課題解決に寄与する力（思考力・判断力・表現力）（学びに向かう力・人間性）を育む観光教育の充実を図る。
- 今後ますます増加する観光需要や観光が果たす役割（知識・技能）（思考力・判断力・表現力）等について伝え、観光分野への興味関心（学びに向かう力・人間性）を喚起する。

新しい時代に必要となる資質・能力の3つの柱（学習指導要領）と

☆観光教育の目的



②「観光教育の内容と社会科教育の内容との対応」の検討

②-1「観光教育の要素」を社会科教育の目標に照らし合わせて、学習するのに適切だと思われる学年を整理した。

観光教育の目的	観光教育の要素	主な内容・育てたい力など	適切だと思われる学年
観光資源への理解・関心	身近な地域の理解	身近な地域に関する多角的知識・理解	3年生
	郷土愛	郷土の魅力、郷土に対する愛着と誇り	3・4・5・6年生
観光の現状・役割の理解	地方創生	観光を通じた、地域の特徴を活かした自律的で持続的なまちづくり	4年生 「県内の特色ある地域」 5年生
	行政	観光推進に関する行政の取り組みや役割	6年生
	観光産業	観光に関連したさまざまな産業、働く人々、経済への影響	4年生 5年生
	観光資源の創出	(典型的な観光資源以外の)地域資源を新たに観光の対象として価値づける工夫や意義	4年生
	情報活用	観光における情報活用の現状と役割、影響に対する理解	5年生 「情報」
	訪日客の視点	訪日客が日本を選ぶ理由、訪日客から見た日本の価値	6年生 「国際理解」
	持続可能な観光	観光資源や周辺環境を守りながら観光を推進するための問題認識	5年生 「暖かい土地・寒い土地」(観光と課題)
観光資源の魅力を自ら体験・発信する力	情報発信	身近な地域・日本の観光資源の魅力の発信者としての知識・技能、体験	5・6年生
	観光促進	観光客としての観光に対する興味関心の喚起	3・4・5・6年生
	ホスピタリティー	観光客を受け入れるホストとしての自覚と役割	3・4・5・6年生
	異文化理解	文化の同質性、類似性、異質性などの体験・理解	6年生 「国際理解」

②-2 前ページの整理を基に、学年別に「観光の要素」を配列し直すと以下のようになる。

[留意点] 観光の要素に関連した資質・能力は、それぞれの発達段階に応じて繰り返し育まれていくことが期待され、必ずしも以下に示す学年での取り扱いに限定したものではない。あくまで、観光の要素が取り上げやすい単元を想定し、学年順に示した。

観光の要素	3年生	4年生	5年生	6年生
郷土愛	←————→			
観光促進	←————→			
ホスピタリティー	←————→			
身近な地域の理解	←————→			
観光資源の創出	●●●●	←————→	●●●●●●●●	●●●●
地方創生	●●●●	←————→	●●●●	●●●●
観光産業		←————→		●●●●●●●●
情報活用			←————→	●●●●
持続可能な観光		●●●●	←————→	●●●●
情報発信			←————→	
行政				←————→
訪日客の視点				←————→
異文化理解				←————→

さらに、ここで「観光教育を行うことが適切だと考える学年」の具体的な単元を検討した。中でも※の単元は、社会科教育の内容と観光教育との関連が強いと考えられる（番号は学習指導要領解説に準ずる。p21 参照）。

ただし、単元を行うに当たっては、何を教材にするかによって学習内容や展開は大きく変化する。その点で、下記の単元以外は観光教育を扱うのに適さないというわけでは決してなく、また逆に、この単元で必ず扱わなければならないというものでもない。学校や児童の実態に応じて教材選びに創意工夫がなされ、柔軟に取り上げられることが望ましい。

3年生

- (1) 身近な地域や市区町村の様子
- (2) 地域に見られる生産や販売の仕事※

4年生

- (4) 県内の伝統や文化、先人の働き
- (5) 県内の特色ある地域の様子※

5年生

- (1) 我が国の国土の様子と国民生活※
- (2) 我が国の農業や水産業における食料生産
- (3) 我が国の工業生産
- (4) 我が国の産業と情報との関わり※
- (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関わり※

6年生

- (1) 我が国の政治の働き
- (2) 我が国の歴史上の主な事象
- (3) グローバル化する世界と日本の役割※

中学校においても同様に、観光教育の要素と学習指導要領の各分野の目標・内容との対応を整理し、ワーキング・グループの提示した単元構想の妥当性を吟味した。

[指摘事項のまとめ]

□社会科における観光教育プログラム（学習指導案）のコンセプト

→「観光」は、元来、地理や歴史などの社会科学学習に親和性が高い。

ただし、「観光教育」をいう枠組みではなく、あくまで社会科学学習の内容・目的を実現するための効果的な題材であると考えたと受け入れやすい。

□検討手順

→個別の学習指導案から汎用的な観光の要素を帰納的に抽出するのには無理がある。学習指導要領に示された社会科学学習の目標・内容と観光教育との対応を検討した上で、双方の接点から目標を実現する単元を選択する方が合理的である。

□学習指導試案（構想）

→小学校は次年度（令和2年度）から、中学校も、再来年度（令和3年）から新学習指導要領が全面実施されるため、新学習指導要領の考え方を踏まえ、教科の目標や内容だけでなく、今回3つの観点で整理された育成すべき資質・能力について、配慮する必要がある。

□他教科との連携

→「観光教育」に個別に取り組む時間を社会科の中だけで捻出するのは困難である。カリキュラム・マネジメントの重要性も示されていることから、生活科・総合的な学習の時間などと組み合わせた時間確保ができれば、より自由な授業展開が可能となる。

□指導する教員の利便性等

→開発する学習指導案のねらいや概要が一目でわかる工夫がほしい。また授業で使用する資料は、素材としてホームページなどからダウンロードできると活用しやすい。

以上の第三者評価の指摘を踏まえ、学習指導要領を基に観光教育の要素と単元の対応を再考し、各学年（単元）で扱いやすい「観光」の要素を検討した。その結果を次項に示す。

2-4(3) 観光教育の要素と社会科学習との関連

小学校、中学校それぞれの学習指導要領に示された各学年の「内容」と、観光教育の要素をマトリックス一覧（p27）で示し、以下の手順で検討した。

※凡例は、ワーキング・グループの検討過程で独自に便宜上定めたもの。

- 1) それぞれの内容（単元）単元で、関連性が高く扱いやすい「観光の要素」を検討した。

マトリックスの各セルの表示：

- 関連性の高い要素
- 関連性がとても高い要素

- 2) 関連性の高い要素が多い（多面的・多角的に観光を捉えることが可能）、または、「観光」という視点から特徴的な要素が扱える（例えば、今回初めて学習指導要領に選択として例示された「情報」など）、等の観点から、観光教育の立案に適した内容（単元）を選定した。

内容（単元）欄の各セルの表示：

- 観光教育の立案に適している単元
- 観光教育の立案にとっても適している単元

以上の検討から、「■観光教育の立案にとっても適している単元」を中心に、学習指導案を作成する単元を選定した。この際、関連の深い（接点の多い）単元だけでなく、必ずしも関連する要素が多くななくても、特徴的な要素を取り上げられる単元について学習指導案の作成を試みることにした（表内の太字・★印の単元）。

さらに、その内容を「観光」の視点から小単元レベルで立案する際、盛り込むことができ、学習効果も期待できる「観光の要素」に☆を付した。

これらを骨子として、まず学習指導案の概要をまとめたサマリーの作成を行った。

個別の学習指導案は、学習指導案例として観光教育の可能性を模索する発展的な内容も許容し、比較的自由に作成することとした。そのため、題材によっては一覧に取り上げられなかった要素も柔軟に取り入れている。

2-4(4) 「社会科における内容の枠組みと対象」における位置付け

後に掲載する標題の一覧（p28）は、このようにして決定した単元（開発する学習指導案の小単元）が、新学習指導要領に示された社会科学習にどのように位置付くかを、新学習指導要領の「小・中学校社会科における内容の枠組みと対象※」上に表示したものである。□赤枠は関連性の高い内容、○は今回選定した単元（名称略記）である。これらを骨子として、まず学習指導案の概要をまとめたサマリーの作成を行った。

※「学習指導要領（平成29年告示）解説社会編（小学校p150-151,中学校p184-185）」より

個別の学習指導案は、学習指導案例として観光教育の可能性を模索する発展的な内容も許容し、比較的自由に作成することとした。そのため、題材によっては一覧に取り上げられなかった要素も柔軟に取り入れている。

観光との親和性を重視しながらも、各学年、各分野に渡って幅広く観光を取り上げる機会を得られるよう配慮した。

2-4(3) 観光教育の要素と社会科学習との関連（一覧）

□小学校

小学校	観光教育の目的	観光資源への理解・関心			観光の現状・役割の理解					観光資源の魅力を目撃・体験・発信する力					
学年	観光教育の要素	身近な地域の理解	郷土愛	地方創生	行政	観光産業	観光資源の創出	情報活用	訪日客の視点	持続可能な観光	情報発信	観光促進	ホスピタリティ	異文化理解	
学年	単元（新学習指導要領の「内容」） ※は指導要領で主に取った要素→ ↓赤字（※）は学習指導要領発元	主な内容・育てたい力など	身近な地域に関する多角的知識・理解	郷土の魅力を知り、愛着と誇りを持つ	観光を通じた地域の特色を活かした自律的で持続的なまちづくり	観光推進に関する行政の取り組みや役割	観光に関連したさまざまな産業、働く人々、経済への影響	（典型的な観光資源以外の）地域観光資源を新たに観光の対象として価値づける工夫や意義	観光における情報活用の現状と役割、影響に対する理解	訪日客が日本を鑑み理由、訪日客から見た日本の価値	観光資源や周辺環境を守りながら観光を推進するための問題認識	身近な地域・日本の観光資源の魅力の発信者としての知識・技能、体験	観光客としての観光に対する興味関心の喚起	観光客を誘い入れるホスピタリティとしての自覚と役割	文化の同質性、類似性、異質性などの体験・理解
3年	身近な地域や市区町村の様子														
	地域に見られる産業や観光の仕事*		☆	☆	☆	☆								☆	
	地域の安全を守る働き														
	市の様子の移り変わり														
4年	都道府県の様子														
	人々の健康や生活環境を支える事業														
	自然災害から人々を守る活動														
	県内の伝統や文化、先人の働き														
	県内の特色ある地域の様子*		☆	☆	☆	☆	☆			☆	☆				
5年	我が国の国土の様子と国民生活*		☆		☆	☆	☆			☆	☆				
	我が国の農業や水産業における食料生産														
	我が国の工業産業														
	我が国の産業と情報*				☆	☆	☆	☆	☆		☆		☆		
	我が国の国土の自然環境と国民生活との関係														
6年	我が国の歴史の働き*				☆	☆									
	我が国の歴史上の主な事業*						☆	☆				☆			
	グローバル化する世界と日本の役割														

□中学校

中学校	観光教育の目的	観光資源への理解・関心			観光の現状・役割の理解					観光資源の魅力を目撃・体験・発信する力					
学年	観光教育の要素	身近な地域の理解	郷土愛	地方創生	行政	観光産業	観光資源の創出	情報活用	訪日客の視点	持続可能な観光	情報発信	観光促進	ホスピタリティ	異文化理解	
学年	単元（新学習指導要領の「内容」） ※は指導要領で主に取った要素→ ↓赤字（※）は学習指導要領発元	主な内容・育てたい力など	身近な地域に関する多角的知識・理解	郷土の魅力を知り、愛着と誇りを持つ	観光を通じた地域の特色を活かした自律的で持続的なまちづくり	観光推進に関する行政の取り組みや役割	観光に関連したさまざまな産業、働く人々、経済への影響	（典型的な観光資源以外の）地域観光資源を新たに観光の対象として価値づける工夫や意義	観光における情報活用の現状と役割、影響に対する理解	訪日客が日本を鑑み理由、訪日客から見た日本の価値	観光資源や周辺環境を守りながら観光を推進するための問題認識	身近な地域・日本の観光資源の魅力の発信者としての知識・技能、体験	観光客としての観光に対する興味関心の喚起	観光客を誘い入れるホスピタリティとしての自覚と役割	文化の同質性、類似性、異質性などの体験・理解
世界と地域	世界の地域構成														
	日本の地域構成														
	世界各地の人々の生活と環境														
	世界の諸地域														
	地域調査の手法														
	日本の地域的特色と地域区分														
	日本の諸地域														
	地域の在り方*		☆	☆	☆		☆			☆					
歴史と文化	私たちと歴史														
	身近な地域の歴史*		☆	☆	☆		☆				☆				
	古代までの日本														
	中世の日本														
	近世の日本														
	近代の日本と世界														
	現代の日本と世界														
公民と社会	私たちが生きる現代社会と文化の特色														
	現代社会を捉える枠組み														
	市場の働きと経済*				☆	☆	☆			☆					
	国民の生活と政府の役割														
	人間の尊重と日本国憲法の基本的原則														
	民主政治と政治参加														
	世界平和と人類の福祉の増大														
	よりよい社会を目指して														

2-4(5) 開発した学習指導案の概要

これまでの検討を基に、小学校6点、中学校3点の小単元において指導プランを作成した。以下に各学習指導案の概要と学習指導案例執筆者の開発意図を示す（一部、事務局で編集している）。

なお、それぞれの学習指導案例は別途提示する。

学習指導案[1] 小学校3年生 地域に見られる生産や販売の仕事

単元名：はたらく人とわたしたちの暮らし

小単元名：いろいろなお店（「店ではたらく人」に続く特設単元／13時間扱い）

単元の目標：
・店には、地域の人々に役立ち、地域の活性化に役立つようにいろいろなお店があり、店ではたらく人は、地域の特色を考えお客さんに買ってもらえるよういろいろな工夫や努力をしていることを理解する。
・「道の駅」は、店ではたらく人、買い物に来る人、商品を出品する人、観光に訪れる人など、たくさんの人が関わっていることを知り、訪れる人を増やすために自分なりのアイデアを考えることができる。

本時：地域には他にもいろいろなお店があることを知り、「道の駅」について調べよう（12-13/13）

1) 小単元選定のポイント（選定理由）

「道の駅」は、4つの機能を持った地域の商店であり、観光情報の発信施設、観光客活用施設でもある。

- ① 地域の特産物を、観光客や地元の人々の日々の生活のために販売する「商業機能」
- ② 24時間無料で利用できる駐車場、トイレなどの「休憩機能」
- ③ 道路情報、観光情報、緊急医療情報などの「情報提供機能」
- ④ 文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設で地域と交流を図る「地域連携機能」

2) 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット

「道の駅」を、観光教育の一環として社会科における「いろいろな店」に位置付け、若狭地方の「道の駅」を例に取り上げた。「道の駅」という「お店」は、全国47都道府県に存在する。押さえるべきねらいは、「道の駅」が、各市や市内の生産者が市内の関係団体や機関と協力し合い、観光資源を生かし、地場産物などの販売や観光案内をすることによって、地域の活性化に役立つ「お店」であることが理解できることである。また、「自分たちの町ならば、どのような工夫ができるか」という観点で、まちづくりを考えさせる地域学習の展開を可能とする。

3) 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点

各都道府県の「道の駅」の数を記入した日本地図（地方ごと色分けし日本列島の7地方分けに気付かせる）を配付し、教師の指示で自分たちの県の数も読み取らせる。事例として、福井県若狭・小浜地方の中で、複数の「道の駅」の条件を備えた数点の写真と、市役所の関係者、「道の駅」ではたらく人、観光施設の人たちの「話」を資料として、グループで話し合わせる。道の駅に関わる工夫や努力、課題を知り、関係者が地域に対する魅力と誇りをもっていることを理解させる。その際、お店の人、観光客の両方の視点から、自分たちなりの解決方法を考え、発表し合わせ、選択・判断したことを表現することができるように指導する。

地図の活用にあたっては教師用掛図を掲示し、地理的空間認識（関係位置、立位置）の育成に配慮する。「道の駅」を示した地図には、必ず交通網（鉄道、主要道路）との位置関係を分かるようにしておく。

4) 有効な資料・教材

若狭地方の交通条件や観光資源等の地図。「道の駅」というお店で働く地元人が、地域の魅力・誇りを生かして、地元の人と観光客のためのお店として喜ばれる工夫や努力をしている声の教材化。また、各学校の市町村の地図、観光マップ等の活用。

5) 新学習指導要領における留意点

本単元“「道の駅」のお店”に関わる、学習指導要領上の「目標」「内容」の記述から、以下の観点を横断的に解釈し、地域の消費者に役立つことを念頭に、それぞれのお店がお互いに協力し、販売のための工夫や努力をしていることを知り、さらにどうしたら販売者と消費者が喜んでもらい各商店を発展させられるかを、3年生の発達段階に応じ考え、地域のよさを知ることができるように導くことが観光教育推進上大切である。

「目標」(1) “身近な地域や市区町村の地域の産業と消費生活”

(2) “社会的事象の特色や相互の関連、意味を考える力”

(3) “地域社会に対する誇りと愛情”

「内容」(1) イ (ア) “市の地形や土地利用、交通の広がり、場所による違いを考え、表現する”

(2) ア (ア) “地域の人々の生活との密接な関わりを理解する”

(イ) “販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえて売り上げを高めるよう、工夫をしていることを理解する”

イ (ア) “仕事の種類や産地の分布を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現する”

(イ) “消費者の願い、販売の仕方、他地域との関わりに着目し、販売に携わっている人々の仕事にみられる工夫を考え、表現する”

6) 課題（観光教育推進の観点から等）

観光立国推進基本法の概要の1つとして、この単元“「道の駅」のお店”との関わりで以下の視点で取り上げることができる。

「地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に施策を講ずべきこと等を定めている。」という点である。このことについての理解が指導者側に求められる。

その上で本単元“「道の駅」のお店”を扱うことが望まれる。しかし、47都道府県すべてに「道の駅」はあるものの、全ての学校区にあるものではない。

したがって、本単元の学習を一つのモデルとして、自分たちの地域に“「道の駅」のお店”をつくろう！と、児童たちに積極的に働き掛けることが肝要となる。その際に既習学習内容である、地域の県内の位置・地形・土地利用、交通（特に道路）の広がり、産業学習、消費活動の学習を基盤に観光の視点からも投げかけていくことが観光教育推進上指導者側の大きな課題となろう。

作成（敬称略）

松尾 鉄城（女子栄養大学短期大学部 教授）

学習指導案[2] 小学校4年生 県内の特色ある地域の様子

単元名：特色ある地いきと人々の暮らし

小単元名：美しい景観を生かすまち（5時間扱い）

単元の目標：
・宮城県松島町を例に、美しい景観を生かした地域の人々の生活に関心を持ち、美しい景観を生かして地域の資源を保護・活用している行政の取り組みやその地域で生活する人々の様子について考えたり、調べたりすることを通して、人々が協力し特色あるまちづくりや観光等の産業の発展に努めていることを理解する。
・地域の資源を保護・活用している行政の取り組みやその地域で生活する人々の様子などの立場から多角的に考えて、地域の特色や地域の発展について考えようとする態度を養う。

本時：観光課の職員や観光産業に携わる人から話を聞こう(3/5)

- 1) 小単元選定のポイント（選定理由）
 - ・「景観を生かしたまちづくり」という事例が、観光と親和性が高いから。
- 2) 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット
 - ・観光をきっかけにして単元の目標が達成できること。また、学習者の興味関心を持続させながら学習を展開できること。
- 3) 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点
 - ・児童の主体性を尊重し、知りたい、もっと調べたいと思うような構成にしたこと。
 - ・各自治体で提供している観光推進計画などの資料を活用して、学習を進められるようにしたこと。
- 4) 有効な資料・教材
 - ・観光庁が提供している各種データ。各自治体が提供している観光推進計画等。
- 5) 新学習指導要領における留意点
 - ・学習指導要領で示された目標を踏まえるならば、地域の観光従事者の工夫や努力等、表面的な理解に留まらず、その行為の意味や目的及びよりよい地域社会づくりのために自治体・観光業・自分たちがすべきこと（できること）等についても考えさせるような展開にしたい。
- 6) 課題（観光教育推進の観点から等）
 - ・汎用性の有無（本単元で構想した授業がどの都道府県でも可能かどうか）について、再検討する必要がある。
 - ・それぞれの地域で、単元の目標にある「（観光的な視点で）地域の資源を保護・活用している行政の取り組み」を題材として、「行政の取り組みやその地域で生活する人々の様子などの立場から多角的に考えて、地域の特色や地域の発展について考えようとする態度を養う」に迫れる授業は、他地域でも立案可能と考えられる。

作成（敬称略）

佐藤 克士（武蔵野大学教育学部 専任講師）

学習指導案[3] 小学校5年生 社会科 我が国の国土の様子と国民生活

単元名：わたしたちの国土

小単元名：人をひきつける土地の魅力（2時間扱い）

単元の目標：観光客が多く集まる沖縄の特色を整理し、自分たちの都道府県で当てはまるものを調べ、観光の魅力になるか考え、観光ポスターを作るアイデアを考える。

本時：第1時 観光客が多く集まる沖縄の特色を整理しよう

第2時 自分たちの都道府県の観光の魅力をさがそう（1-2/2）

- 1) 小単元選定のポイント（選定理由）
 - ・観光業が発達している沖縄から観光につながる資源を抽出し、他地域にその視点を転化できる可能性があるから。
- 2) 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット
 - ・日本の国土を学ぶ時に、土地の特徴を「魅力」と捉える視点が身に付く。
- 3) 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点
 - ・社会科の学習として授業をつくっているのに、学習形態、学習活動に特別な工夫はない。学習内容に関しては、従来の社会学習の発展的な形で観光の視点を取り入れて、無理なく実践しやすい形を意識した。
- 4) 有効な資料・教材
 - ・各地の自治体や観光協会などが作成しているポスター、ガイドブックなど。
- 5) 新学習指導要領における留意点
 - ・知識理解を図ることよりも、主体的・対話的な深い学びにつながるようにする。
- 6) 課題（観光教育推進の観点から等）
 - ・沖縄の魅力を「観光」に収斂することで、基地問題など人々が抱えている社会問題についての関心や視点を弱めてしまう。観光教育は、土地の魅力への気づきを促すものの、地域の社会問題には迫りにくい。

作成（敬称略）

中山 京子（帝京大学教育学部 教授）

学習指導案[4] 小学校5年生 社会科 我が国の産業と情報

単元名：情報化した社会と産業の発展

小単元名：情報を生かす産業（4時間扱い）

単元の目標：・情報を生かす観光業の情報活用や人気観光地の秘密について、観光に携わる人々が行っている工夫（情報発信）や努力、観光客の情報活用の方法などに着目して、観光者向けの雑誌やHP等をもとに調査したり、考えたりすることを通して、観光業と観光客それぞれの情報活用の方法及びその影響について理解することができるようにする。

・情報を生かす観光業についての学習問題を意欲的に追究し、観光客・自治体（行政）・観光関連業者などの立場から多角的に考えて、これからの観光業の発展について考えようとする態度を養う。

本時：伏見稲荷大社が日本の観光地ランキングで第1位に選ばれている理由を考えよう（1/4）

- 1) 小単元選定のポイント（選定理由）
 - ・本小単元に関して、新たに観光業が事例として挙げられたこと、人気観光地を事例に観光業の関わりについて読み解いていくような学習を行えば、本単元の目標が達成できると考えたから。
- 2) 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット
 - ・人気観光地の秘密を情報という視点で読み解くことにより、現代社会における観光客の特徴を理解することができる。また、人気観光地に観光客を呼び込むために地域や観光業が行っている取り組みを考えさせることにより、観光業がどのように情報を生かしているかを理解することができる。
- 3) 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点
 - ・6年連続人気観光地として人気を維持している観光地を事例地として選定したこと、観光客の口コミサイトや関連HPの分析などを学習活動に組み込んだこと。
- 4) 有効な資料・教材
 - ・トリップアドバイザーの口コミサイト、京都市の観光推進計画
- 5) 新学習指導要領における留意点
 - ・観光業では情報をどのように活用しているのかという事実理解のみならず、その理由や背景、影響について理解させたり、考えさせたりするような展開にしたい。
- 6) 課題（観光教育推進の観点から等）
 - ・他事例の可能性（本単元で取り上げた伏見稲荷神社以外の事例でも同様の展開は可能かどうか）について、新たな授業モデル開発を通して検討する必要がある。
例えば、本授業で一つの切り口として取り上げた「トリップアドバイザー」にランクインしているような観光地（広島平和記念館、箱根彫刻の森美術館等）も事例選定の一つの視点となる。情報を活用した産業の一つとして、「観光」はゲスト・ホスト・それらをつなぐ者（観光業や行政など）という三要素が相互に関連し合っ成り立する現象であるということを理解する授業が立案可能と考えられる。

作成（敬称略）

佐藤 克士（武蔵野大学教育学部 専任講師）

学習指導案[5] 小学校6年生 社会科 国会

単元名：国の政治の仕組みと選挙

小単元名：「国会の働き」「内閣の働き」と観光（7時間扱い）

単元の目標：
・国会では、日本国憲法に基づき「観光推進基本法」「景観法」「歴史まちづくり法」「食育基本法」「文化財保護法」を制定し、それが各地方の“観光によるまちの活性化”に大きな役割を担っていることを理解する。
・我が国や自分の地域の生活の安定と向上に向けた政治の取り組みを知り、我が国や郷土のために“まちの観光のあり方”や“外国人観光客への対応”について考え、発表することができる。

本時：観光を盛んにするために内閣が取り組んでいることを調べよう（5/7）

1) 小単元選定のポイント（選定理由）

「国会の働き」「内閣の働き」の中で、「観光立国日本」をめざした各都道府県、市町村の取り組みは、国家の経済的活性化の大きな要素である。そのため国会と内閣の仕事として以下の点をポイントにすることで、身近な地域などの取り組みを通して、国民としての自覚を育成する上で有効であることから。

- ① 第4学年での「観光教育」に関係する単元の教科書教材（県内の特色ある地域の景観を生かした観光の視点に立ったまちづくり）を生かし、それを支える法律を取り上げることが可能である（景観法）。
- ② 国会の仕事として観光に関する基本的な法律「観光推進基本法」を修学旅行や「観光」という身近な生活経験を生かしながら国会の仕事を理解することができる。内閣の仕事として、国土交通省内の「観光庁」の役割の理解とともに、国民としての児童なりの要望を考えることができる。

2) 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット

4学年での学習内容や修学旅行、個々の旅行経験などを生かし、観光に関わる法律を取り上げることで、「国家の仕事」、「内閣の仕事」を身近にとらえ理解できるとともに自分なりの課題も設定しやすい。

このことにより、社会科の目標である「社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」の育成につなげ、公民分野への関心、意欲を高め、学びに向かう力の育成にもつなげる授業展開を可能とする。

3) 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点

既習内容である4学年の「県内の特色ある地域」の自然景観や歴史的景観、地域の伝統技能や特産物等を生かしたまちづくりを基盤とした学習内容を組込めるように工夫した。

日本国憲法に基づき「観光推進基本法」「景観法」「歴史まちづくり法」「食育基本法」「文化財保護法」を制定し、それが各地方で行う観光によるまちの活性化に大きな役割を担っていることを理解し、我が国や自分の地域の生活の安定と向上に向けた政治の取り組みを知り、我が国や郷土のために“まちの観光のあり方”や“外国人観光客への対応”について考え、発表することができるよう授業展開を工夫した。

4) 有効な資料・教材

「国会の仕事」として、法律を制定する仕事がある。観光振興に関わって、「観光推進基本法」「景観法」「歴史まちづくり法」「食育基本法」「文化財保護法」を事例として提示した。

しかし、「観光推進基本法」は必須とし、他の関係法律は、地域や児童の実態に応じ選択して取り上げることが肝要である。

また「内閣の働き」としては、「内閣の組織表」を積極的に活用し、「国土交通省・観光庁」を「他省」との関係を考えさせ、観光の推進のために連携する内容を児童たちなりに想定させ、自分たちが提言したい内容をワークシートに書かせることで主体的な学習態度並びに学びに向かう力の育成に役立てることができる。

5) 新学習指導要領における留意点

観光立国日本の取り組みを念頭に、6学年の「目標」(1)の「我が国の政治の考え方や仕組みや働き」を理解させるよう留意することが重要である。また、目標(2)を受け、観光関係の法律の「相互の関連」、観光の推進のための「多角的に考える力」や考えたことを「説明」する力の育成の場を設定することに留意する。さらに、目標(3)を受け、身近な地域の観光推進を知り考えさせることで、観光立国日本を目指す現在の「社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度」が見られるかに留意し指導することが望まれる。

「内容」(1)ア(ア)(イ)から、以下の点に留意することが必要である。

(ア)から…観光推進に関する法律も、「日本国憲法」の基本的な考え方に基づいて「国会」で制定され、それに基づき「内閣」が「その推進のために役割を果たしている」ことを理解できるよう留意する。

(イ)から…観光推進のため、「国や地方公共団体」が、「国民主権の考え方」の下に、観光事業を通して「国民生活の向上を図る働き」に努めていることを理解できるように、身近な地域(市町村もしくは都道府県)の観光推進のための取り組みを指導することに十分留意する。

6) 課題(観光教育推進の観点から等)

「観光立国を日本」を目指した身近な法律として、「観光推進基本法」、「景観法」、「歴史まちづくり法」「食育基本法」「文化財保護法」を例示した。

すべて同等に扱うのではなく、まず「観光推進基本法」を基盤に、地域や児童の実態に応じ、選択・判断させることが必要である。しかし、児童たちの力だけで判断させることは困難であることが考えられる。

したがって、4学年での既習学習が効果的であれば「景観法」を、歴史的な町並みを保有する地域を取り上げれば「歴史まちづくり法」を取り上げるようにするとよい。また観光の推進には「食」は欠かせない。特産物の面から観光推進に適切であるとすれば「食育基本法」の「食文化」に関わる条文、身近な地域の魅力や誇りとして取り上げたいと考えれば「文化財保護法」の「指定、未指定に関わらず文化財の活用」を進める視点を児童に提示できるよう、多面的、多角的な教材研究に時間を要する。

(各法律のポイントは、本文の学習指導案例の後段を参照。)

作成(敬称略)

松尾 鉄城 (女子栄養大学短期大学部 教授)

学習指導案[6] 小学校6年生 社会科 我が国の歴史上の主な事象

単元名：日本の歴史

小単元名：町人の文化と新しい学問（6時間扱い）

単元の目標：
・社会が安定するにつれて町人の文化が栄え、新しい学問がおこったこと、新しい学問が次の時代への動きに影響を与えたことを知り、歌舞伎や浮世絵、国学や蘭学とそれらにかかわる人物の働きや代表的な文化遺産の意味を考えようとする。
・歌舞伎や浮世絵、国学や蘭学とそれらにかかわる人物の働きや代表的な文化遺産から学習問題を見だし、文化財、地図や年表、その他の資料を活用して調べたことをまとめるとともに、思考・判断したことを適切に表現する。

本時：なぜ「観光」が江戸時代に広がったのか考えよう（6/6）

① 小単元選定のポイント（選定理由）

- ・日本の「観光」の始まりとも言える江戸時代のお伊勢参りを中心とした人々の活動から、「観光」の歴史を考えることができるから。

② 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット

- ・人の動きについて従来の社会科学習にはない人類学的、民俗学的視点を取り入れることができる。

③ 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点

- ・社会科の学習として授業を作っているため、学習形態、学習活動に特別な工夫はない。学習内容に関しては、従来の社会学習の発展的な形で観光の視点を取り入れて、無理なく実践しやすい形を意識した。

④ 有効な資料・教材

- ・浮世絵
- ・高橋陽一『近世旅行史の研究—信仰・観光の旅と旅先地域・温泉』清文堂出版、2016年
- ・安藤優一郎『観光都市 江戸の誕生』新潮社、2005年
- ・神崎宣武『江戸の旅文化』岩波書店、2004年

⑤ 新学習指導要領における留意点

- ・知識理解を図ることよりも、主体的・対話的で深い学びにつながるようにする。

⑥ 課題（観光教育推進の観点から等）

- ・観光教育の視点を社会科学習に取り入れて学習を広げて深めるためには、授業時間数の確保が難しく、総合的な学習の時間と連携させるなどの工夫が必要である。

作成（敬称略）

中山 京子（帝京大学教育学部 教授）

学習指導案[7] 中学校2年生 地理的分野

単元名：C 日本の様々な地域 (4) 地域の在り方<(1) 地域調査の手法を含む>

小単元名：身近な地域の調査 (6時間扱い)

単元の目標：・身近な地域に着目して観察や野外調査などの調査の視点や方法の基礎を理解するとともに、目的や用途に応じた地理的技能を身に付ける。

- ・「身近な地域の調査」を通して、史跡や景観のみならず、伝統行事や自然現象、歴史・文化など観光の視点から多角的に身近な地域について学び、その魅力や課題を知り、発信することで地域への参画意識や課題解決能力の向上を図る。

本 時：グループで身近な地域の特色や魅力を観光資源として調査しよう。(2/6)

1) 小単元選定のポイント (選定理由)

- ・「身近な地域の調査」に取り組むことにより、身近な地域に関心を持ち、その魅力や課題を知ることを通して、地域への参画意識や課題解決能力の向上を図ることができる。

2) 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット

- ・観光について学び、考え、まとめ、発表(ポスターセッション、掲示→コンテスト)した経験をもつことは、将来、地域の観光を担う人材となることはもちろん、観光を通じた市民社会の形成につながっていくことが期待される。

3) 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点

- ・これまで馴染みのない「観光」を取り上げるため、生徒が無理なく取り組めるよう、基本的な調査学習の流れとした。
- ・経験年数の浅い教師にも「やってみよう」と受け止められやすく、また、経験を重ねた教師にも、これまでの教育実践の延長で取り組めるように工夫した。

4) 有効な資料・教材

- ・教育委員会作成の副読本、市区町村や観光協会が作成した資料など
- ・聞き取り調査票(調査計画を立て、実地調査の手順・ポイントを生徒が記せるもの)
- ・生徒の調べ学習や発表資料作成に使える図書室、パソコン、プロジェクトなど

5) 新学習指導要領における留意点

- ・「地域の在り方」と「地域調査の手法」の年間指導計画への位置付けと配当時間の検討

6) 課題(観光教育推進の観点から等)

- ・上述の留意点などに各学校がどのように取り組み、どのように「観光」を取り扱っていくか、実態把握とサポートが必要と思われる。特に、地域調査(フィールドワーク)の手法については、授業時数の確保が難しい、地理の得意な教員が少ない、理解不足や安全面への配慮から校外活動を積極的に取り入れにくいなどの課題が多く、実際に取り組んでいる教員は少ないと思われる。その対策として具体例を示すなど、学校・教員への支援が期待される。

作成(敬称略)

木村 雅英(元お茶の水女子大学付属中学校 教諭)

学習指導案[8] 中学校1・2・3年生 歴史的分野

単元名：身近な地域の歴史

小単元名：身近な地域の歴史と観光（6時間扱い）

単元の目標：・身近な地域の歴史の学習を通じ、地域の歴史的特色や魅力に気付き、地域に対する愛着を深めるとともに、身近な地域の歴史的事象の意味や深層を理解し、歴史を学ぶ意欲や歴史学習への興味関心を高める。

・現地での見学・調査を踏まえ、地域の有識者との面談、話合いや議論、考えたことなどをまとめて表現するなど、主体的・対話的な学習を通じ、「歴史の調べ方」「課題の見つけ方」「課題の解決の仕方」「調べて解決した内容を表現していく力」など歴史の学び方を身に付ける。

・身近な地域の博物館等の展示や取り扱われている史跡、関係する歴史的な景観や遺物など地域にある歴史学習の資源を、来館者や地域の観光の魅力ある資源として意識させることで、一層の郷土への愛着を育成する。

本時：[再訪する]当該館の魅力（観光資源）や課題を見つけ提案を考えよう（5/6）

1) 小単元選定のポイント（選定理由）

- ・自分たちの育った身近な地域の内容のため、生徒にとって取り組みやすい。
- ・作業・体験活動を伴うことが可能であり、歴史を学ぶ意欲喚起や歴史の学び方を身に付けたりすることがより具体的にできる。
- ・生徒が自主的・自発的な活動を通して学ぶ主体的・対話的歴史学習であるため、調査・見学・発表の学習は地域を掘り起こす力を持ち、ひいては地域の観光促進に結び付くことが可能で、上記単元の目標を実現するのに効果的な単元と考えられる。

2) 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット

- ・「歴史」の学習の中であって、「観光」的視点で地域の歴史的資源をとらえることで、生徒自らを主体者として、学習の対象を現在、未来へと展開することが期待できる。
- ・社会科という教科を、将来、創造する（作り出す）教科とする可能性を秘めている。

3) 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点

- ・実地調査の手法を学びながら、学芸員らとの対話、考察、発信という主体的・対話的で深い学びが実現できるように配慮した。
- ・対立や矛盾を包括しながら、より高い次元で課題解決に向けた考察に導く展開にした。

4) 有効な資料・教材

- ・各博物館などから発行されるパンフレット、活用状況に関する行政機関の報告資料等

5) 新学習指導要領における留意点

- ・「主体的・対話的で深い学び」を意識して作成した。

6) 課題（観光教育推進の観点から等）

- ・調査や発信の場面で、行政と連携し、協力が得られれば、生徒・教員の意欲も高まり、学習効果も期待できる。

作成（敬称略）

平田 博嗣（清泉女子大学 特任教授）

学習指導案[9] 中学校3年生 公民的分野

単元名：市場の働きと経済

小単元名：私たちの暮らしと経済（6時間扱い）

- 単元の目標：
- ・経済活動の意義について、生徒たちの身近な消費生活への視点を大事にしなが、経済活動が人間生活の維持向上を目的とするものであり、経済活動は豊かな生活を送るための手段であることを考えさせる。
 - ・経済活動の意義を学習する上で、自分たちの消費生活の視点から生活の実感を伴って経済について興味関心を持ち、課題を追究していこうとする態度を養う。
 - ・経済活動における、対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などについて着目しながら「身近な消費生活」「市場経済の基本的な考え方」「市場における価格の決め方」「資源配分」「現代の生産や金融などの仕組みや理解」「勤労の権利と義務」「労働組合の意義及び労働基準法の本質」などを対話的な活動を通じて理解することを支援する。
 - ・「個人や企業の経済活動における役割と責任」「職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」についてはグループ討議やディベートなど多様な形態での学習を通して、多面的多角的な考察を行い、思考力、判断力、表現力等を育成する場面を設定する。

本時：日本の産業の特色と企業の役割について考える（4/6）

1) 小単元選定のポイント（選定理由）

- ・経済活動の意義を学習する上で、自分たちの消費生活の視点から生活の実感を伴って経済について興味関心を持ち、課題を追究していこうとする態度を養うことができる。
- ・経済活動における、対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などについて着目しながら「市場経済の基本的な考え方」「市場における価格の決め方」「資源配分」「現代の生産や金融などの仕組みや理解」「個人や企業の経済活動における役割と責任」「職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」を扱うことで、経済活動の意義を学習することができる。
- ・グループでの学習を通して、多面的・多角的な考察を行い、思考力、判断力、表現力等を育成する場面を設定することができる。

2) 観光の視点を取り入れることによる社会科学習としてのメリット

- ・「私たちと現代社会」で学習した我が国の少子高齢化を踏まえて、地方の過疎化解決に向けた地方創生という面から地域経済について考えることができる。
- ・観光産業（外国人観光客や国内観光客の増加と観光資源開発という面）が次の世代の経済活動の重要な位置を占める可能性があることには注目する必要がある。

3) 学習内容、学習形態、学習活動の実践に当たって観光の視点から工夫した点

- ・身近な消費生活への視点を大事にしなが、仮想のまちづくりを通して具体的に考え、イメージすることができる観光業の開発を題材にした。
- ・経済活動の視点からは、訪日観光客の消費額の急増や価格による資源配分、金融の仕組みなどの具体例など経済的資料を提示しながら考えさせるようにした。
- ・グループでの活動を中心に行っているため、観光という視点の個々のイメージの違いを生かしなが、グループでの集約活動をすることで、多面的・多角的な思考・判断・表現活動ができるようにした。

- 4) 有効な資料・教材
- 観光産業の生産額の伸びと自動車産業・IT 産業・石油化学産業・ロボット産業などが比較できる教材。
 - 新聞記事「政府の観光産業推進政策」
 - 仮説の「地方のまち」の具体的な設定（例：人口 1 万人（高齢化率 4 割）で、過疎化が進行）
 - 道路工事に必要な人・モノ・サービスなど、経済活動のつながり（生産と消費）をイメージさせる教材。
- 5) 新学習指導要領における留意点
- 経済について興味関心を持ち、課題を追究していこうとする態度を養う。
 - 経済活動における、対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などについて着目させる。
 - 多面的・多角的な考察を行い、思考力、判断力、表現力等を育成する。
- 6) 課題（観光教育推進の観点から等）
- 「身近な消費生活」「市場経済の基本的な考え方」「市場における価格の決まり方」「資源配分」「現代の生産や金融などの仕組みや理解」「勤労の権利と義務」「労働組合の意義及び労働基準法の本質」といった経済的な理解事項を観光産業の開発という学習過程で効果的に取り扱う教材を用意できるか。
 - 生徒たちが、観光という視点から経済活動全般への視点に広げていくことができるか。

作成（敬称略）

安原 輝彦（埼玉大学教育学部附属
教育実践総合センター 専任教員・教授）

3 成果と課題

3-1. 成果

本事業は、観光教育の普及促進のため、これまでの取り組みを踏まえつつ、観光教育に対して深い知識を持っていない教員であっても「無理なく」「効果的な」観光教育を実践できうる**指導計画および学習指導案等のプログラムを開発**することを目的とした。この目的に沿った教育プログラム（学習指導計画・学習指導案例）の立案はもちろんのこと、その検討の過程においても貴重な成果を得ることができた。

3-1(1) 小・中学校における「観光教育」の要素の整理

- 観光教育の目的に照らし、小・中学校段階において取り上げる観光教育の要素を整理した。
- これにより、小学校段階における「観光教育」の内容や目的について、教員に一定の共通認識を可能にした。
- 特に、いわゆる「観光」で見落とされがちな要素にも目を向け、教員の意識喚起を促す役割も果たせるものと考えられる。

（例）

「観光資源の創出」：著名な観光地だけでなく、身近な地域の元々ある歴史や文化、地理的条件などに、観光的付加価値を見出す視点に着目

「持続可能な観光」：オーバーツーリズムなど「観光」のもつ課題に着目

3-1(2) 観光教育の要素が、学習指導要領に示された教科学習の目標・内容にどのように位置付くか、対応を整理

- 観光教育の要素と学習指導要領との対応を整理することによって、「観光」が社会科の学習を効果的に行う題材として有効であることが明確になった。
- この整理の過程で、社会科のそれぞれの単元で扱いやすい観光教育の要素を示すことができ、授業者が社会科と観光教育の関係をとらえやすくなっている。

3-1(3) 小・中学校社会科の幅広い単元における観光教育の学習場面を考案

- (1),(2)の整理に基づき、小・中学校のすべての単元について「観光」に関する授業立案の可能性を検討し、中でも「観光」を題材とすることが効果的と考えられた小学校6点、中学校4点の学習指導案例を作成することができた。
- 観光に関する学習場面を幅広く提示することで、地域性や児童生徒の状況に応じて取り上げる題材を工夫することが容易である。

3-1(4) 小単元モデル（サマリー）の作成

- 個々の学習指導案例は、再現性を重視し、できるだけ具体的に記載することに配慮したが、反面、観光教育の題材の工夫や社会科学習との相乗効果が読み取りにくいという点が指摘された。
- 学習指導案例の構想をコンパクトにまとめたサマリーを作成することにより、学習の流れや観光の視点から見た、教材の有効性を端的に示すことができた。

3-2.課題

3-2(1) 教育プログラム（学習指導案例）の試行・検証

本事業で開発したプログラム（学習指導案例）の実現可能性・有効性を検証するためには、実際の小・中学校において試行授業を実施することが必要である。

学習課題や活動内容、時間配分の設定が児童生徒の発達に見合っているか、教員にとって指導しやすいものになっているか、などの観点から検証改善し、本事業の成果をブラッシュアップすることが期待される。

3-2(2) 実践事例の収集

例えば小学校4年生における「身近な地域」では、学校の立地する地域ごとに題材となる地域の特性は異なり、そのために取り上げる内容や適切な単元は大きく変わってくる。また、いわゆる観光資源の乏しい地域では、児童生徒の好奇心をどのように刺激し、興味関心を持たせるか、どのように実感を伴う観光体験に相応する機会を提供するか、工夫の余地がある。こうした地域の課題を乗り越えて全国に展開するためには、汎用化された小単元モデル（サマリー）を基に、各地の特徴を生かした実践事例の収集が必要である。

3-2(3) 基礎資料の整備、教材の精選・パッケージ化

多忙な教員が観光教育のモデルプランを実践しやすくするためには、あらかじめ全国に共通して使用可能な基礎的な資料を精選し、授業内活用しやすい形で提供することが望ましい。限られた授業時間で効果的に資料を活用する場合、そのまま授業で提示できる教材の精選、情報量の絞り込み、教材の加工、使用例などを備えたパッケージ化が必要である。

時間的・経費的問題が許されれば、著作権上の問題をクリアする、あるいは新規で制作するなどの資料の整備が有効である。

3-2(4) 他教科等との連携・拡大

「社会科」を入り口として観光教育を扱える教育モデルを検討したことは、学習の機会を保障するために有効だと考えられる。しかしながら、授業時数の確保には限界があるため、さらに深い探究を行うには、他教科と連携して学習の幅を広げる工夫が必要である。先行する事業で検討された生活科や総合的な学習の時間、外国語などを中心としたカリキュラム・マネジメントが積極的に行われることが望ましい。

3-2(5) 地域との連携

特に社会科における観光教育の出発点は、身近な地域への理解にある。新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」は、保護者や地域の参画により、教育効果を高める点にあり、児童生徒の学習や課題解決の成果を表現する場を確保する意味でも、地域との連携は欠かせない。

地方自治体の観光課や歴史資料館や博物館などの教育施設などと、地元観光産業などが、教育機関と連携したり、学校教育に積極的に情報提供できたりするシステム作りや実際に児童生徒がフィールドワークなどで校外の活動がしやすい環境づくりが進むことが望まれる。

3-2(6) 普及

1) アーカイブスの整備・活用

平成 29 年度以降の事業の成果がホームページ上で閲覧可能であることは、大変有意義である。さらにアーカイブスが整備されるとともに、教育関係者に広く周知・活用される方策が必要である。

2) 実践例の収集：学習指導案の募集・紹介

ホームページは、学習指導案や教材などの紹介・提供の場であるとともに、地域の実情に応じた優れた実践の収集・発表の場としての活用も可能である。モデルプランを基に、各地での実践例の募集・紹介を行い、アーカイブスの拡充と更新を行っていくことが期待される。

3) 連携

観光庁や地方自治体の観光課、関係団体の取り組みや催し、出前授業や公開授業の支援など、産官学の各機関が情報共有をし、相互補完によって実施効果を高めていく仕組みづくりが必要である。

4) 拠点校・教科研究会

学習指導案例の実施を広め、内容改善やさらなる教材研究を促進するためには、中心となる学校や教科研究会等の活動が効果的である。設置者たる教育委員会等に、研究校・拠点校などの指定を働きかけることが有効である。

5) 指導者育成

学習指導案例が活用され、各地の教員の創意工夫によって観光教育が広く展開されるためには、指導者の養成が必要である。教育委員会や社会科研究会等と連携した教員研修や、学習指導案を実際に使った授業研究会などを開催し、教員の指導力向上を支援することが必要である。

6) 教育現場への効果的な提案

学習指導案例や関係機関等の有意義な資料が最大限活用されるために、学校現場にどのように提示すれば効果的か、時期や方法・ツール、ルートの検討が必要である。
例えば、観光に関わる統計データや観光パンフレットが入手しやすい形で提供されたり、入手のための窓口が統一されたりすることなどが考えられる。

3-2(7) 今後の展開例

1) 実践例の収集・紹介

本事業で示した学習指導案例は、観光教育の標準形を目指したものではなく、これを基に、各地で修正が加えられたり、改良されたり、新たな学習指導案が開発されることが、拡大・普及の為に望まれることである。

そのためにも、各地の実践例を多く収集し、紹介する仕組みを構築し、研究促進とともに意欲喚起につなげたい。

2) 行政・観光産業関係者と教育関係者の連携促進

観光に関する実際の取り組みや課題を知り、発信し、主体的に参画するために、地域の行政（観光課）や観光産業関係者と連携し、それらを巻き込んだ活動に上げていくことが有効である。そのためには、観光関係者から学校教育関係者への積極的な働きかけを組織的に行いたい。

3) 教育サイトや教育 ICT ツールの活用

観光に関する情報は溢れているが、学校教育の場面での活用を促進するためには、教育関係者の目に触れる機会を確実に増やす必要がある。また、観光教育において、映像や実地の調査・体験は学習効果を高めるために極めて重要であり、児童・生徒の自主性を尊重し、思考力・表現力を育てるアクティブラーニングを重視する新指導要領の趣旨に則った授業を効果的に行うためにも、教育 ICT ツールの活用も有効な手段の一つである。

観光庁が進める観光教育を、学校現場で普及・促進するため、これらの教育系の情報サイトや ICT ツールを大いに活用したい。

参考例

○教育情報サイトにおける官公庁事業の紹介

国土交通省海警局

「輝け！フネージョ★」プロジェクト →



○教育 ICT ツールを活用した

地域の観光資源の発掘・発信の実践→

AR (拡張現実) のコンテンツとして発信・共有できる ICT 活用ツール。地域学習や調べ学習において、主体的・対話的で深い学びを実現した実践例 ↓ →



徳島県三好市立下名小学校
「地元で伝わる妖怪伝説をめぐる
— 妖怪めぐりスタンプラリー —」

活用事例

下名小学校がある徳島県の山城地域には昔からの妖怪伝説がたくさん残っており、「妖怪街道」という観光客向けの道沿いには妖怪のモニュメントがたくさん設置されています。子どもたちは、以前から妖怪伝説について総合的な学習の時間に調べ学習をしており、これらの学習成果をマチアルキのコンテンツとして利用し、山城地域を訪れた観光客に楽しんでもらおうと計画し、公開しました。

先生のコメント

本実践の実施にあたっては、市の観光課、道の駅や地元の施設など数多くの方の協力を得ることができました。子どもたちは様々な方と交流することで、地元貢献していることを自覚し、ふるさとを大切に思う気持ちが高まりました。コンテンツがメディアに取り上げられたことで、大きな自信ができた。日々の活動がさらに積極的になりました。

4 あとがき

社会科教育を充実させる「観光」教育の可能性と相乗効果

－主体的、対話的で深い学びを通して－

今年度事業の学習指導案の検討の意義は、観光庁が推進する観光教育と小・中学校での社会科教育との連携を図った授業の可能性を見出すことにある。

社会科の学習と観光は元来親和性が高く、たとえば小学校では身近な地域の学習から、情報を活用した産業としての「観光」も取り上げられている。中学校の地理的分野では、観光産業や観光資源である自然や地域の特色、地域開発、国際交流などの学習内容が多々配置され、歴史的分野で学ぶ内容は、そのまま観光地が訪問客を惹き付ける対象となっている。さらに、観光産業や観光施策などは公民的分野で扱われる内容である。

少子高齢化が加速する現代、我が国は鉱工業資源やエネルギー資源に乏しく、第一次産業も低下傾向にあるため、今後の社会を支える経済成長を維持・継続するためには、観光は大きな可能性を持った資源の一つと言える。

こうした背景から、日本政府は将来の日本経済の発展に寄与する産業として観光産業、特に世界から訪日するインバウンド観光に注目して、年間の訪日外客を2015年の1,970万人から2020年には4,000万人にまで倍増させ、訪日外客が日本国内で消費する額を3兆5,000億円から8兆円に急増させるという大きな目標を立てている。

一方、社会科との関連で「観光」教育を考えると、グローバル化やAI社会の到来など、日本の産業や社会の変革が進んでいく中であって、例えば、観光産業や観光資源、観光開発と地方創生など、社会科教育の学習内容ともリンクする「観光」に関する事象や事項が数多くある。また、観光教育が大切にしている「郷土愛」「地方創生」「観光資源の創出」「情報発信」といった要素は社会科教育でも扱う要素と重なるものも少なくない。

社会科教育と観光教育の連携ということを考えてとき、大切なのは社会科の目標に合致し、教育内容を充実させる観点から「観光」「観光教育」を取り入れることである。本事業の教育プログラム開発は、「観光」に関わる事象や事項を取り上げることで、社会科の教科のねらい、各単元、各授業のねらいがより有効に達成されるのであれば、積極的に「観光」に関わる事象・事項を教材とすることも可能ではないか、という共通認識から出発している。このような趣旨に沿って、小学校、中学校の社会科授業において「観光」に関わる事象・事項を取り扱うことができる実践プランの作成を試みた。

したがって、これらのプランの中には、直接「観光」に関する事象や事項を扱ったものもあれば、間接的に、例えば先ほど述べた「郷土愛」「地方創生」「観光資源」「情報発信」「国際交流」「日本文化の理解」など観光教育が大切に考えている要素を扱ったものもある。さらに、観光公害、環境破壊、持続可能な開発など観光の振興に伴って、予想される問題点を扱うなど課題解決学習を基盤とする社会科教育の特性を生かしたプランもあり、多面的、多角的な視点で作成を試みた。

共通するコンセプトは、社会科教育において観光教育を活用することで教科のねらいがより充実し、達成に寄与するという相乗効果を目指すものである。多くの教員によって活用され、児童生徒の生きる力の育成に役立てられれば幸いである。

改訂学習指導要領の内容をふまえた観光教育のプログラム作成等の業務

報告書

令和2年3月

国土交通省観光庁 参事官（観光人材政策）付

〔調査実施機関〕(株)学習調査エデュフロント
東京都北区堀船 2-17-1 電話：03-5390-7568
